

須坂市農業委員会 令和7年1月総会 議事録

- 1 招集 令和7年1月31日(金) 午後3時
- 2 開会 令和7年1月31日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和7年1月31日(金) 午後3時47分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	7番	春原 博	〃	17番	丸山雅之
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	18番	吉田幸夫
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林 昇	〃	19番	小林郁雄
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	20番	増田光輝
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	21番	市川和志
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃		

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 16番 竹前清孝

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 長野 寛

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農林課主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会1月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、16番竹前推進委員から欠席の連絡がりましたが、農業委員全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。1月16日の大雪に加えて先週はこの冬一番の寒波が襲来ということで、大変寒い中、1月総会にご出席いただき大変ありがとうございます。

今年に入って初めての定例総会ということになります、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。

議長

1月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、10番小林昇委員 11番勝山修一委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第33号の「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数3件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長

ないようですので、農業委員さんでございませうか。

ないようですのでこれより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませうか。

委員

No.2とNo.3で同一世帯のようですが名義を分けた理由はあるのですか。

あと市内にほかに農地はお持ちですか。

事務局

No.2ですが、長男の方が専業農家でやっておられており、ブドウ畑として長男が購入したもの、No.3は他業種の父親が野菜を作るため購入したもので、それぞれ名義を分けたということです。また、他市町村で農地をお持ちで耕作しているとのことですが、須坂市内に農地を所有するのは初めてということです。

議長

ほかにないようですので、農業委員さんでないかございませうか。

委員

No.2ですが、売買金額が異常に安いのですが理由はありますか。

事務局

当初、譲渡人が所有する他市町村の農地を購入することで話を進めていたのですが、当該土地も併せて購入してほしいとの要望から購入したようです。遊休農地の状態でもあり、おそらくですが、他市町村の売買金額の端数を調整する形での金額としたものと思われます。

議長

ほかにないようですので、採決いたします。

議案第33号の3件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第33号の3件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長

ないようですので、農業委員さんで補足説明がございませうか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませうか。

議長

ないようですので、農業委員さんで質疑意見はございませうか。

議長

ないようですので、採決を行います。議案第34号の1件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員であります。よって、議案第34号の1件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長 ないようですので、農業委員さんで補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、採決を行います。議案第 35 号の 2 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって、議案第 35 号の 2 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 36 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 46 件を議題といたします。

最初に、No. 1 と No. 2 の 2 件について、審議いたします。

この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、特定の委員の退席をお願いします。議決後は、着席を認めます。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長 ないようですので、農業委員さんで補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

No. 1 と No. 2 の 2 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No. 1 と No. 2 の 2 件については、決定とすることに決しました。

それでは、後藤委員の着席を認めます。

議長 次に、No. 3 から No. 26 の 23 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

No. 3 から No. 26 の 23 件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No. 2 から No. 18 の 18 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、No. 27 から No. 38 の 12 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでありますので、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。
No.27 からNo.38 の 12 件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって、No.27 からNo.38 の 12 件については決定とすることに決しました。

議長 次に、No.39 の 1 件について、審議いたします。
この案件につきましては、私に関係する案件ですので須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議長を中村会長職務代理と交代します。
(議長交代)

議長 それでは事務局の説明をお願いします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか
議長 ないようでありますので、採決いたします。
No.39 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よってNo.39 の 1 件については決定とすることに決しました。
それでは、退席委員の着席を認め、議長を交代します。

議長 次に、No.40 の 1 件について、審議いたします。
この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、特定の委員の退席をお願いします。議決後は、着席を認めます。
それでは事務局の説明をお願いします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか
議長 ないようでありますので、採決いたします。
No.40 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よってNo.40 の 1 件については決定とすることに決しました。
それでは、退席委員の着席を認めます。

議長 次に、No.41 からNo.46 の 6 件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでありますので、農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようですので、これより採決いたします。
No.41 からNo.46 の 6 件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって、No.41 からNo.46 の 6 件については決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 20 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 3
件、報告第 21 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数
1 件について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 この件についてご質問はありますか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、1 月総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。